

令和5年5月9日

各 保 護 者 様

加東市教育委員会
滝野東小学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について

保護者の皆様におかれましては、日々お子さまの健康観察等に対して、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、法律上の5類感染症に移行することにより、今後の対策等について、国からの通知をもとに下記のとおりとします。

なお、今後、本市の感染拡大の状況、人流抑制の対策強化等、新たな事情が生じた場合は、別途お知らせします。

記

1 出席停止の期間及び体温チェックについて

(1) インフルエンザへ罹患した場合と同様に「登校日報告書」(学校ホームページからダウンロードできます。)に記入し、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過」すれば、登校可能となります。

また、出席停止の期間を経て登校するに当たっては、医療機関が発行する書類の提出は必要ありません。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

(2) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われないこととなり、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。(出席できます。)

(3) これまで実施していた毎日の体温チェック等は実施しませんが、普段と異なる症状がある場合には、無理をせず休養するなど、健康状態の把握にご留意願います。

2 マスクの着用の取扱いについて(変更なし)

(1) 児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

(2) 基礎疾患がある等、様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいたりすることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行います。

(3) 新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられます。(ただし、マスクの着用を強いることがないようにします)

(4) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。